

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月2日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第45号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(職員の数等) 第3条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。		(職員の数等) 第3条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	
園児の区分	員数	園児の区分	員数
(略)		(略)	
備考 (1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育		備考 (1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であ	

及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) (略)

(園舎に備えるべき設備)

第5条 (略)

って、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) (略)

(園舎に備えるべき設備)

第5条 (略)

(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)

第5条の2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）について特区法第4条第9項に規定する内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた日以後は、当該認定を受けた計画に係る公立幼保連携型認定こども園のうち、次の各号に掲げる要件を満たす公立幼保連携型認定こども園は、第11条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する規則第10条第1項の規定にかかわらず、当該公立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児に対する食事の提供について、当該公立幼保連携型認定こども園以外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、

栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

(4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項の場合において、公立幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該公立幼保連携型認定こども園は、満3歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(園具及び教具)

第6条 (略)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条(第4項ただし書きを除く。)、第15条、第16条第1項、第3項及び第

(園具及び教具)

第6条 (略)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、4条、第6条から第8条まで、第10条(第4項ただし書きを除く。)、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、

第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

2 （略）

附 則

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

8 施行日の前日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、次の各号に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第11条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第10条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

(1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

2 （略）

附 則

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

② 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

③ 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

④ 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

⑤ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

9 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第5条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満3歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

9 第3条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第3条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通

	<p>じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>11 前2項の規定により第3条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部改正)

第2条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(認定こども園の職員資格に関する特例)</u></p> <p>3 <u>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第2条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。</u></p> <p>4 <u>第4条第1項及び第3項（ただし書の規定</u></p>

を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中

欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第4条第1項及び第3項 (ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第4条第2項により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第4条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の設備及び運営

の基準に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。